

平成29年

第11回教育委員会会議
議案・報告事項(2)

秋田県教育委員会

議案第25号

秋田県産業教育審議会委員の任命について

秋田県産業教育審議会条例（昭和60年秋田県条例第52号）第2条の規定に基づき、秋田県産業教育審議会の委員を次のとおり任命する。

No.	氏名	分野	任期
1	山村 明弘	学識経験	平成29年8月6日～平成31年8月5日
2	津田 涉	学識経験	平成29年8月6日～平成31年8月5日
3	三栗谷俊明	学識経験	平成29年8月6日～平成31年8月5日
4	佐藤 伸	産業経済	平成29年8月6日～平成31年8月5日
5	岩根えり子	産業経済	平成29年8月6日～平成31年8月5日
6	黒川 匡子	産業経済	平成29年8月6日～平成31年8月5日
7	渡部 羊三	産業経済	平成29年8月6日～平成31年8月5日
8	初山 琴美	産業経済	平成29年8月6日～平成31年8月5日
9	佐々木信行	産業経済	平成29年8月6日～平成31年8月5日
10	齊藤 美幸	産業経済	平成29年8月6日～平成31年8月5日
11	山本 拓樹	行政	平成29年8月6日～平成31年8月5日
12	猿田 和三	行政	平成29年8月6日～平成31年8月5日
13	佐藤 淳	教育	平成29年8月6日～平成31年8月5日
14	有坂 俊吉	教育	平成29年8月6日～平成31年8月5日
15	伊東 金一	教育	平成29年8月6日～平成31年8月5日

平成29年7月13日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

秋田県産業教育審議会委員の任期が平成29年8月5日で満了するので、その後任の任命について、県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 25 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 25 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 25 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 25 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第26号

秋田県障害児就学審議会委員の任命について（案）

秋田県障害児就学審議会条例（昭和50年県条例第40号）第2条の規定に基づき、秋田県障害児就学審議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	吉本 弘志	医師	平成29年8月5日～平成31年8月4日
2	遠藤 博之	医師	平成29年8月5日～平成31年8月4日
3	小泉ひろみ	医師	平成29年8月5日～平成31年8月4日
4	室岡 守	医師	平成29年8月5日～平成31年8月4日
5	東 紘一郎	医師	平成29年8月5日～平成31年8月4日
6	武田 篤	学識経験者	平成29年8月5日～平成31年8月4日
7	柴田 静寛	学識経験者	平成29年8月5日～平成31年8月4日
8	佐々木千賀	公募委員	平成29年8月5日～平成31年8月4日
9	船木 咲子	教育関係者	平成29年8月5日～平成31年8月4日
10	工藤 良登	教育関係者	平成29年8月5日～平成31年8月4日
11	九嶋 正明	教育関係者	平成29年8月5日～平成31年8月4日
12	小林 俊昭	教育関係者	平成29年8月5日～平成31年8月4日
13	鎌田 裕之	教育関係者	平成29年8月5日～平成31年8月4日
14	高橋 直樹	関係行政機関職員	平成29年8月5日～平成31年8月4日
15	大信田 勝	関係行政機関職員	平成29年8月5日～平成31年8月4日
16	佐々木月野	関係行政機関職員	平成29年8月5日～平成31年8月4日
17	近藤 克彦	関係行政機関職員	平成29年8月5日～平成31年8月4日
18	伊藤 清貴	関係行政機関職員	平成29年8月5日～平成31年8月4日

平成29年7月13日 提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

秋田県障害児就学審議会委員の任期が平成29年8月4日で満了するので、その後任の任命について、県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 26 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 26 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 26 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 26 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 26 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 27 号

秋田県社会教育委員の任命について（案）

秋田県社会教育委員に関する条例（平成26年秋田県条例第85号）第2条の規定に基づき、秋田県社会教育委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	柏原 正人	学校教育・社会教育	平成29年7月16日～平成31年7月15日
2	加納 勇	学校教育・社会教育	平成29年7月16日～平成31年7月15日
3	佐藤 美月	学校教育・社会教育	平成29年7月16日～平成31年7月15日
4	大丸ふさ子	学校教育・社会教育	平成29年7月16日～平成31年7月15日
5	高橋かおる	学校教育・社会教育	平成29年7月16日～平成31年7月15日
6	高橋みどり	学校教育・社会教育	平成29年7月16日～平成31年7月15日
7	照井 律	学校教育・社会教育	平成29年7月16日～平成31年7月15日
8	松田 淳子	学校教育・社会教育	平成29年7月16日～平成31年7月15日
9	加藤 寿一	家庭教育	平成29年7月16日～平成31年7月15日
10	小玉 由紀	家庭教育	平成29年7月16日～平成31年7月15日
11	丑田 俊輔	学識経験	平成29年7月16日～平成31年7月15日
12	吉川 正一	学識経験	平成29年7月16日～平成31年7月15日
13	栗山奈津子	学識経験	平成29年7月16日～平成31年7月15日
14	小池 孝範	学識経験	平成29年7月16日～平成31年7月15日
15	小西亨一郎	学識経験	平成29年7月16日～平成31年7月15日

平成29年7月13日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

秋田県社会教育委員の任期が平成29年7月15日で満了するので、その後任の任命について、県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 27 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 27 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 27 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 27 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

秋田県社会教育委員

- 設置根拠 : 社会教育法第15条、
秋田県社会教育委員に関する条例
- 設置年月日 : 昭和26年3月28日
- 委員数 : 15名以内
- 任期 : 2年
- 所掌事項
 - 1 社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
 - (1)社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - (2)定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
 - (3)前2号の職務を行うために必要な調査研究を行うこと。
 - 2 教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

秋田県生涯学習審議会

- 設置根拠 : 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条
秋田県生涯学習審議会条例
- 設置年月日 : 平成6年6月28日
- 委員数 : 20名以内
- 任期 : 2年
- 所掌事項
 - 1 教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 2 1に規定する事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議することができる。



併任の理由

☆「秋田県社会教育委員」、「秋田県生涯学習審議会」はそれぞれ存続する。

ただし、

- 1 「秋田県生涯学習審議会」は、上記の設置根拠にあるように、平成2年7月に施行された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」を受け、平成6年6月に公布された「秋田県生涯学習審議会条例」に基づいて設置されたものである。



この法律の趣旨は、生涯学習の振興のための推進体制の整備であり、そのために本県では審議会を設置したわけであるが、その推進体制として「秋田県生涯学習推進本部」が整備され、体制は整った。



そのため、生涯学習審議会は、現在の協議終了後、教育委員会又は知事の何か重要な諮問があった場合のみ開催するものとする。

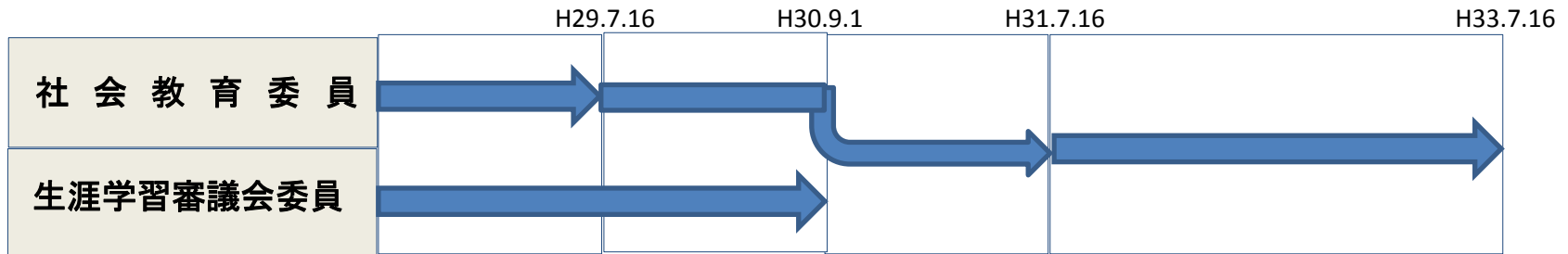
- 2 全国47都道府県の社会教育委員及び生涯学習審議会の設置状況では、生涯学習審議会が未設置または休止しているのが26府県、社会教育委員との統合又は委員を併任しているのは8都県である。本県を含めそれぞれ独立させて開催しているのは13道府県にすぎず、そのうち3県が統合又は委員併任の予定であり、今後、この傾向はさらに進むものと思われる。

※別紙参照

併任のスケジュール

- 平成29年7月16日 秋田県社会教育委員 15名を委嘱
※現在の秋田県生涯学習審議会委員7人を含める
- 平成30年9月 1日 秋田県生涯学習審議会委員の改選で新たに委員を選出しない
※秋田県社会教育委員15名を生涯学習審議会委員に委嘱
- 平成31年7月16日 秋田県社会教育委員 兼 生涯学習審議会委員を15名委嘱

現在の社会教育委員の任期は、
平成27年7月16日から平成29年7月15日



現在の生涯学習審議会委員の任期は、
平成28年9月1日から平成30年8月31日

社会教育委員が生涯学習審議会委員を兼ねる

都道府県名	生涯学習審議会			社会教育委員会		現況	備考
	設置年度	条例定員	現委員数	条例定員	現委員数		
1 北海道	H3	15人以内	15名	15人以内	15名		
2 青森県	H4	20人以内	15名(減員)	12人以内	12名	◇	H30生涯審・社教委員会を併任の予定
3 岩手県	H4	25人以内	16名(併任)	20人以内	16名(併任)	△	H20生涯審・社教委員会を併任
4 宮城県	H5	20人以内	11名(減員)	15人以内	15名		H12生涯審委員を減員
5 秋田県	H6	20人以内	12名(減員)	15人以内	13名		H20教育振興基本計画の見直しを契機に
6 山形県	未設置			20人以内	15名	●	H25社教委員会に生涯学習分科会を設置
7 福島県	H3	15人	14名	16人	16名		
8 茨城県	H4	20人以内	15名(併任)	15人以内	15名(併任)	△	H20生涯審・社教委員を併任 定数減員 見直し
9 栃木県	H4	20人以内	20名	20人以内	14名	◇	H30に統合予定
10 群馬県	H5	20人以内	0名(休止中)	10人以内	10名	○	H8生涯審を休止中
11 埼玉県	H3	20人以内	19名(併任)	20人以内	19名(統合)	○	生涯審は休止状態
12 千葉県	H3	25人以内	10名(併任)	20人以内	10名(併任)	△	H15生涯審・社教委員を併任 徐々に減員
13 東京都	H4	25人以内	23名(統合)			△	H25社教委員を廃止
14 神奈川県	H4	20人以内	19名(統合)			△	H22社教委員を廃止
15 新潟県	H4	15人以内	0名(休止中)	17人	17名	○	
16 富山県	H3	20人以内	20名	15人以内	10名		
17 石川県	H10	25人以内	15名(減員)	10人	10名	◇	H22附属機関等の委員数の見直し、分野の統合を実施
18 福井県	未設置			10人以内	10名	●	
19 山梨県	H6	15人以内	0名(休止中)	15人	15名	○	H26生涯審を休止中
20 長野県	H3	15名	0名(休止中)	9人	9名	○	
21 岐阜県	H7	15人以内	15名	14人	14名		
22 静岡県	H5	25人以内	0名(休止中)	20人以内	15名	○	
23 愛知県	H5	20人以内	18名(統合)	20人以内	9名(併任)	△	生涯審社会教育分科会として運営
24 三重県	H10	20人以内	0名(休止中)	7人	7名	○	H24生涯審を休止中 教育基本振興計画を契機に
25 滋賀県	未設置			20人以内	15名	●	
26 京都府	H2	35人以内	22名	15人	15名		
27 大阪府	未設置			14名	14名	●	
28 兵庫県	未設置			15人	15名	●	H21県民生活審議会に生涯審を統合
29 奈良県	未設置			15人以内	14名	●	
30 和歌山県	未設置			15名	10名	●	
31 鳥取県	H18	30人以内	13名(併任)	15人以内	13名(併任)	△	生涯審を教育審議会生涯学習分科会として運営
32 島根県	H7	25人以内	0名(休止中)	20人以内	12名	○	
33 岡山県	H9	25人以内	15名	15人	15名		
34 広島県	H13	25人以内	25名(統合)	15人	15名(併任)	△	H13生涯審社会教育分科会として運営
35 山口県	未設置			20人	20名	●	
36 徳島県	未設置			15人	15名	●	
37 香川県	H7	25人以内	0名(休止中)	25人以内	22名	○	H10生涯審を休止中
38 愛媛県	未設置			20人以内	13名	●	
39 高知県	H5	20人以内	0名(休止中)	20人以内	10名	○	H12生涯審を休止中
40 福岡県	H5	20人以内	0名(休止中)	25人	25名	○	H22生涯審を休止中
41 佐賀県	H6	20人以内	0名(休止中)	20人以内	12名	○	H18生涯審を休止中
42 長崎県	H6	20人以内	0名(休止中)	20人以下	19名	○	H12生涯審を休止中
43 熊本県	未設置			20人以内	14名	●	
44 大分県	H4	20人以内	0名(休止中)	20名	20名	○	生涯審を休止中
45 宮崎県	H5	25人以内	18名	20人以内	16名		
46 鹿児島県	未設置			21人	20人	●	生涯審をかごしま県民大学推進協議会として運営
47 沖縄県	H4	15人以内	13名	15人	13人		
	平均値	21.1人	10.3人	17.1人	14.3人		

●:未設置(12) ○:休止中(14) △:統合または併任(8) ◇:統合予定(3)

- ※ 生涯学習審議会が未設置なのは12府県、現在休止しているのは14県、社会教育委員会との統合又は委員を併任しているのは8都県である。
 ※ 生涯学習審議会と社会教育委員会をそれぞれ独立させて開催しているのは13道府県にすぎず、そのうち3県が統合又は委員の併任の予定である。

報告事項

平成29年度 秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（後期）」 募集要項

- 1 趣 旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供します。
- 2 対 象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人、及び本校生徒を対象とします。
- 3 開講講座及び募集人数

科 目 名	開講日	時 間	募集人数	備 考
英会話初級	火・木	14:50～16:25	25名	アメリカ文化に親しみながら、一緒に英会話を楽しみましょう。
英会話中級	火・木	13:05～14:40	25名	英語圏に関する様々なトピックについて、英語で話しましょう。英字新聞記事や洋楽などを取り入れた授業です。
ロシア語初級	月・水	13:05～14:40	25名	簡単な会話をしながら、基礎文法を学びます。
ロシア語中級	月・水	14:50～16:25	25名	日常生活のテーマをもとにして、会話のこつを覚えます。
中国語初級	月 水	10:30～12:05 13:05～14:40	25名	基本から教えます。日常会話を話せるように練習します。初心者大歓迎です。
中国語中級	水・金	14:50～16:25	25名	中級レベルの方で中国の文化と中国事情に興味がある方。
ハングル初級	月・木	10:30～12:05	25名	基礎から丁寧に教えます。初心者大歓迎です。
ハングル中級	水・金	10:30～12:05	25名	ハングルのさらなる一歩へ！

- ※ 各講座の曜日・時間帯は変更する場合があります。
 ※ 募集人数には、秋田明德館高校の生徒の人数は含みません。

- 4 開 講 日 平成29年10月2日（月）～平成30年2月16日（金）
- 5 講座会場 カレッジプラザ（秋田明德館ビル2階）
- 6 受付期間 平成29年8月21日（月）～平成29年9月8日（金）
- 7 申込方法

- (1) 実施要項と受講申込書を8月18日（金）から秋田明德館高等学校3階事務室窓口で配付します。
- (2) 必要事項を記入した「受講申込書」と、郵便番号・住所・氏名を記入し82円切手を貼付した「返信用封筒」を、秋田明德館高等学校3階事務室に9月8日（金）まで郵送又は持参してください。郵送の場合は、9月7日（木）の消印を有効とします。
 <申込先> 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 秋田明德館高等学校 科目履修講座係
 ※ 郵送の場合は「科目履修講座申込」と申込封筒表側に明記してください。

8 受講決定

- (1) 受講申込みが募集人数を超えた場合は、抽選により受講予定者を決定します。新規申込者優先ですので御協力をお願いします。
- (2) 申込者全員に、受講可否の通知書を送付します。
- (3) 受講予定者は、通知書を持参の上、受講料を秋田明德館高等学校事務室に現金で納付してください。受講料は、1科目当たり3,500円です。
- (4) 期日までに受講料を納入した者を、受講決定者とし、「受講決定通知書」を交付します。期日まで受講料の納入がない場合、辞退とみなします。
- (5) 辞退等により、受講決定者が募集人数に満たない場合は、抽選に漏れた方から補充を行います。
- (6) 納入された受講料は、原則として返還できません。
- (7) 講座で使用する教材（教科書等）費は、別に徴収します。
- (8) 受講申込者が10名に満たない場合は、原則として開講しません。

9 使用教材等 各講座により異なります。（後日連絡します。）

10 駐 車 場 受講申込み及び受講に際して、秋田明德館ビル駐車場の利用は御遠慮願います。

問い合わせ先
 秋田県立秋田明德館高等学校
 科目履修講座担当 通信制 教頭 金 博之
 TEL 018-834-0473（通信制直通）
 018-833-1261（代表電話）

平成29年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」
基本要項

- 1 趣旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習時代の要請に応え、人々が個性を發揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供する。
- 2 主催 秋田県教育委員会
- 3 主管 秋田県教育庁高校教育課
- 4 運営 秋田県立秋田明德館高等学校
- 5 対象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德館高校在籍生徒
- 6 内容
 - (1) 募集学校 秋田県立秋田明德館高等学校
〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号
TEL 018-833-1261 FAX 018-833-1162
 - (2) 開設科目 英会話、ロシア語、中国語、ハンゲル、パソコン、秋田の歴史入門、専門郷土史
 - (3) 募集人数 パソコン 16名
その他の科目 25名（本校生徒の人数は含まない）
 - (4) 開講期間 前期 5月～9月（受付期間：4月初旬～4月中旬）
後期 10月～2月（受付期間：8月中旬～9月初旬）
※ 各期とも週2回。ただし、パソコン、秋田の歴史入門、専門郷土史は、週1回の通年講座。
 - (5) 受講料 3,500円
※ 秋田県立高等学校授業料等徴収条例に定める聴講料の額と同額とする。（1単位当たり1,750円）
- 7 その他
 - (1) 単位認定 秋田明德館高等学校に入学した場合は、受講した科目の成果について、単位を認定することができる。
 - (2) 申込手続
 - ① 受講希望者は所定の申込書により、秋田明德館高等学校に直接申し込む。
 - ② 定員を超えた場合、受講者の決定は抽選による。
 - (3) 受講料の納入 受講期間分を一括納入する。
 - (4) その他
 - ① 開設科目ごとの募集人数、申込受付期間、開講日等は募集要項に定める。
 - ② 受講申込者が10名に満たない場合は、原則として開講しない。